

平成27年9月8日（火曜日）

議事日程第3号

平成27年9月8日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案第90号 大仙市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 3 議案第91号 大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 4 議案第92号 大仙市運動広場設置条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 5 議案第93号 大仙市保健センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 6 議案第94号 大仙市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 7 議案第95号 大仙市立仙北就業改善センター条例を廃止する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 8 議案第96号 大仙市と秋田県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する協議について
(質疑・委員会付託)
- 第 9 議案第97号 平成27年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入額の変更について
(質疑・委員会付託)
- 第10 議案第98号 平成27年度大仙市一般会計補正予算（第4号）
(質疑・委員会付託)
- 第11 議案第99号 平成27年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
(質疑・委員会付託)
- 第12 決算特別委員会の設置について
- 第13 決算特別委員会委員長、副委員長の選任について

- 第 1 4 議案第 1 0 0 号 平成 2 6 年度大仙市一般会計歳入歳出決算の認定について
(質疑・委員会付託)
- 第 1 5 議案第 1 0 1 号 平成 2 6 年度大仙市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
の認定について (質疑・委員会付託)
- 第 1 6 議案第 1 0 2 号 平成 2 6 年度大仙市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の
認定について (質疑・委員会付託)
- 第 1 7 議案第 1 0 3 号 平成 2 6 年度大仙市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
の認定について (質疑・委員会付託)
- 第 1 8 議案第 1 0 4 号 平成 2 6 年度大仙市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認
定について (質疑・委員会付託)
- 第 1 9 議案第 1 0 5 号 平成 2 6 年度大仙市奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて (質疑・委員会付託)
- 第 2 0 議案第 1 0 6 号 平成 2 6 年度大仙市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認
定について (質疑・委員会付託)
- 第 2 1 議案第 1 0 7 号 平成 2 6 年度大仙市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の
認定について (質疑・委員会付託)
- 第 2 2 議案第 1 0 8 号 平成 2 6 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳
入歳出決算の認定について (質疑・委員会付託)
- 第 2 3 議案第 1 0 9 号 平成 2 6 年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計歳入
歳出決算の認定について (質疑・委員会付託)
- 第 2 4 議案第 1 1 0 号 平成 2 6 年度大仙市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
の認定について (質疑・委員会付託)
- 第 2 5 議案第 1 1 1 号 平成 2 6 年度大仙市老人デイサービス事業特別会計歳入歳出
決算の認定について (質疑・委員会付託)
- 第 2 6 議案第 1 1 2 号 平成 2 6 年度大仙市スキー場事業特別会計歳入歳出決算の認
定について (質疑・委員会付託)
- 第 2 7 議案第 1 1 3 号 平成 2 6 年度大仙市内小友財産区特別会計歳入歳出決算の認
定について (質疑・委員会付託)
- 第 2 8 議案第 1 1 4 号 平成 2 6 年度大仙市大川西根財産区特別会計歳入歳出決算の
認定について (質疑・委員会付託)

- 第 29 議案第 115 号 平成 26 年度大仙市荒川財産区特別会計歳入歳出決算の認定
について (質疑・委員会付託)
- 第 30 議案第 116 号 平成 26 年度大仙市峰吉川財産区特別会計歳入歳出決算の認
定について (質疑・委員会付託)
- 第 31 議案第 117 号 平成 26 年度大仙市船岡財産区特別会計歳入歳出決算の認定
について (質疑・委員会付託)
- 第 32 議案第 118 号 平成 26 年度大仙市淀川財産区特別会計歳入歳出決算の認定
について (質疑・委員会付託)
- 第 33 議案第 119 号 平成 26 年度市立大曲病院事業会計決算の認定について
(質疑・委員会付託)
- 第 34 議案第 120 号 平成 26 年度大仙市上水道事業会計決算の認定について
(質疑・委員会付託)
- 第 35 陳情第 32 号 「所得税法第 56 条の廃止を求める意見書」の提出について
の陳情 (委員会付託)
- 第 36 陳情第 33 号 マイナンバー制度の平成 28 年 1 月実施の延期と改正案の凍
結を求める意見書の提出についての陳情 (委員会付託)
- 第 37 陳情第 34 号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求め
る陳情 (委員会付託)

出席議員 (27 人)

1 番 富岡喜芳	2 番 秩父博樹	4 番 佐藤隆盛
5 番 後藤健	6 番 佐藤育男	7 番 石塚柏
8 番 藤田和久	9 番 佐藤文子	10 番 小山緑郎
11 番 茂木隆	12 番 佐藤芳雄	13 番 古谷武美
14 番 武田隆	15 番 金谷道男	16 番 高橋幸晴
17 番 大野忠夫	18 番 小松栄治	19 番 渡邊秀俊
20 番 佐藤清吉	21 番 児玉裕一	22 番 高橋敏英
23 番 千葉健	24 番 大山利吉	25 番 本間輝男
26 番 鎌田正	27 番 橋本五郎	28 番 橋村誠

欠席議員（0人）

遅刻議員（1人）

7番 石塚 柏

早退議員（0人）

説明のため出席した者

市 長	栗 林 次 美	副 市 長	久 米 正 雄
副 市 長	老 松 博 行	教 育 長	吉 川 正 一
代表監査委員	福 原 堅 悦	総 務 部 長	佐 藤 芳 彦
企 画 部 長	小 松 英 昭	市 民 部 長	高 階 仁
健康福祉部長	小野地 淳 司	農 林 商 工 部 長	今 野 功 成
建 設 部 長	朝 田 司	上 下 水 道 部 長	岩 谷 友 一 郎
病 院 事 務 長	柴 田 敬 史	教 育 指 導 部 長	千 田 寿 彦
生涯学習部長	山 谷 喜 元	次 長 兼 総 務 課 長	伊 藤 義 之

議会事務局職員出席者

局 長	木 村 喜代美	次 長	伊 藤 雅 裕
副 主 幹	齋 藤 孝 文	副 主 幹	富 樫 康 隆
主 査	佐 藤 和 人		

午前10時00分開議

○議長（橋村 誠） おはようございます。

これより本日の会議を行います。

遅刻の連絡があったのは、7番石塚柏君であります。

○議長（橋村 誠） 本日の議事は、議事日程第3号をもって進めます。

○議長（橋村 誠） 日程第1、本会議第2日に引き続き、一般質問を行います。

15番金谷道男君。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい、15番。

【15番 金谷道男議員 登壇】

○議長（橋村 誠） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○15番（金谷道男） おはようございます。大地の会の金谷です。通告に従いまして、4項目の質問をさせていただきます。

質問項目の中に、昨日、同僚議員の方々の質問と重複する部分もございますけれども、私も考えている部分がございますので、質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、第1点目の地方創生の関係ですけれども、小さな拠点づくりについて質問をさせていただきます。

政府は、8月に今後10年間の国土づくりの指針となる国土形成計画を閣議決定いたしました。急激な人口減少や高齢化の進展を踏まえ、今年からの10年を「日本の運命を決する10年」と位置付けて、多様な個性を持つ地域が連携し、地域間の人や物などの移動・交流を促す対流型国土の形成を目指す方向性としています。

地方への流入促進を重点に、地域の整備はコンパクト化とネットワークを組み合わせ、農山村は複数の集落がまとまる小さな拠点づくりの推進が柱となっているようです。

私は、この方向性は非常に、いい方向であるというふうに感じております。

しかし問題は、具体的な中身をどうするかであります。この取り組みは、地方創生の実現そのものでありまして、そこに住む我々が、それをどう考え、どう動くかだと思いますし、基本となるのは小さな拠点の明確化とそれを形成する具体的な施策ではないかと思えます。

大仙市は言うまでもなく8つの市町村が合併した広大な面積に人が住み、産業や文化、風土の異なる大小様々な集落、地域が散居しています。国土形成計画の言う小さな拠点づくりが、当市の地域づくりにとっては大変大事な視点ではないかと思えます。

今、市では新しい総合計画を策定中ですが、この小さな拠点づくりの視点、考え方を取り入れて作業を進めているのか、お伺いをいたします。よろしくお願いたします。

○議長（橋村 誠） 1番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 金谷道男議員の質問にお答え申し上げます。

質問の小さな拠点づくりについてであります。このことについては、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「国土形成計画」の中においても、地域の暮らしを守り、地域コミュニティを維持していくための仕組みづくりとして、重要な施策と位置付けられていると認識しております。

本市においても人口減少や少子高齢化が進み、地域の担い手不足などにより、単独の集落ではコミュニティ機能の維持が難しくなっている集落も見受けられるようになってきております。

こうしたことから、市では、これまでも各地域の支所周辺等、日常生活に必要な都市機能が集約した地区を「地域拠点」と位置付け、また、公民館や小学校周辺の身近な市民生活を支える機能が集積している地区を「生活拠点」と位置付けた「大仙市都市計画マスタープラン」を平成21年7月に策定し、拠点間を結ぶ道路整備や公共交通機関の確保など、小さな拠点づくりにつながるまちづくりを進めてきたところであります。

今後におきましても、引き続き地域と行政との連携・協働を図りながら、各地域協議会や集落座談会等、地域住民の意見に十分耳を傾け、これらの施策を現在策定中の総合計画や総合戦略などに盛り込んでいきたいと考えております。

【栗林市長 降壇】

○議長（橋村 誠） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい。

○15番（金谷道男） 小さな拠点は大仙市の都市計画マスタープランにおいて設定されているということでしたので、その拠点の数、すいません、私、そのマスタープランでどこがどのぐらいの拠点というようなところをちょっと調べてこなかったもので、ここでお尋ねしますけれども、この小さな拠点というイメージ、私は小学校区ぐらいのところというふうに認識しているんですけども、大仙市のマスタープランにおいても、そのぐらいのレベルのところでの拠点という意識を持って進めておられるのか、まず一点お尋ねしたいと思います。

それからもう一点は、そこに集約するための手法として、どういったことが今、総合計画の中で検討中でも結構ですけれども、なさっておるのか。私はこのままでいくと、その小さな拠点すらも人口減少が相当進んでいくんではないかなと。このままでいくと、なかなか当初思ったとおりににはならないのではないかなと思っています。人口動態とい

いますか、この後の質問と関連しますが、人口のビジョンも当然一緒に考えていると思うんですが、私、自分の方の地域の集落別の人口のこの20年間の動きをちょっと見てみましたところ、やはり太田の中でも増えているというか、減少が少ない地域と、やっぱり多い地域というのが、今見えるような、ここ10年間それがすごく顕著になってきたように感じます。そのときに、そこでどういう政策をするかということが、まさに大事な話だと思うんですが、そこら辺の検討もあわせて今やっておられるのかどうか、もしおわかりでしたらお答えをいただきたい。

○議長（橋村 誠） 栗林市長。

○市長（栗林次美） 再質問にお答えいたします。

都市計画マスタープランにおきまして、21年7月にこの計画を策定させていただきましたが、基本的には既にその計画を策定する段階で、このコミュニティ機能の低下という問題を相当問題意識をしてマスタープランをつくったわけでありましたが、この計画そのものは現在も十分生きておると思っております。そういう中で、小さな拠点のイメージですけれども、先程申し上げましたように、まず支所を中心にしたところ、これを地域拠点というふうな位置付けであります。それで、小さな拠点については、小学校区、あるいは旧昭和の合併単位の地区、そういったものを想定しながら、この生活拠点と、それから地域拠点を、どうやって連携結んでいくかという、そういう概念でマスタープランを作っておりますので、この基本的な考え方は大仙市の現在の施策についても十分有効に働いているのではないかなと思っております。

あわせて、その後、自主防災組織の関係がそれぞれの地域で活発な組織化されてきておりますので、その辺も重なる部分については重ねていただきながら、この生活拠点、地域拠点というものを、より明確にといいますか、その地域の人たちの拠点というものはっきりさせながら、あとは中心となっております交通の利便性の一番高い大曲地区への連携、こういうものが組み立てられた形で現在も進められておりますので、そうしたことを、より具体的に総合戦略の中にも、市の総合戦略、あるいは市の新総合計画の中にも反映させて、よりこの具体化を急いでいかなければならないのではないかなという問題意識でやっております。

○議長（橋村 誠） 再々質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい。

○15番（金谷道男） この小さな拠点こそが地域にとっては非常に私、重要な意味を占めていると思います。今、市長がそういうことを十分考慮しながらつくって検討しているというお答えだと承りました。是非そういう考え方を地域住民の方々と一緒に、そしてまた、この事業は最終的には国の交付金も考えているような内容になっているようでもあります。そうした場合に、私はその小さな拠点レベルになると大仙市全体が同じような手法では、なかなかいかないというのは、これ当然の話だと思います。そうしたところに導入する際には、是非そのそれぞれの地域の拠点、あるいは私の今言う小さな拠点、そういったところでやる施策が、画一でないと駄目というような決め方でなくて、本当にその地域にとって必要であるのかどうかということを視点にしながら、そういった財源も活用しながらやっていっていただきたいなと思います。この後、公共施設の問題もありますから、私が言う事業というのは、決して建物の話ではございませんので、ここで一度念を押しておきたいと思います。そんな方向で検討していただくことを最後にお願いしたいし、是非その方向で進む姿が見えてくることを期待して、この1つ目の質問を終わりたいと思います。

○議長（橋村 誠） 次に、2番の項目について質問を許します。

○15番（金谷道男） 2つ目の質問は、昨日、石塚柏議員、それから佐藤育男議員、それに私、26年の第3回の議会でも、このような関連した公共施設の見直しについて一般質問させていただいております。そのときのことなんですけれども、今ある公共施設を全て維持管理する、あるいは更新するのは無理であり、計画的な対応が必要であろうということを申し上げました。そしたら、ちょうどその際には、今の公共施設等管理計画策定の国からの要請があったこともありまして、専門部署を設けて実態調査を行い、その結果を示しながら見直しを、市民と議会と一緒に考え前に進めたいという回答を、市長の回答だったように思います。

この公共施設の実態調査ですけれども、今年の6月に作業の状況説明ということで総務民生常任委員会で説明をいただきました。大変な作業量を担当職員が精力的に進めているのがうかがわれました。この調査は、次のステップに進むための有効なデータになるんだと思います。このデータを、さらに細かい分析を今やっていると思いますが、是非いろんな角度からのこのデータの分析をお願いしたいと思います。

それからまた、7月には議会の議員研修会として公共施設の更新問題へ意欲的に挑戦しております神奈川県秦野市の担当者を招き、研修しました。公共施設の更新をどう考

えるかということの基本を教えていただけたのかなと思っています。

こうした中で私感じていますことは、公共施設等の更新の問題、いわば見直しについては、特に箱ものというような視点ですけれども、やっぱり今の社会・経済の動向、それから自治体の健全財政維持ということから考えると、本当に直ちに取り組まなければならない一段と重要な問題だなということを感じました。多分この点については、誰もが一致することではないかと思います。但し、各論に入れば、それぞれの施設は、その時々々の需要に応え、市民生活の向上に資するとして建設されたものであり、確かにその時々には使命を果たしてきました。また、現状では「どうかな」と思う施設であっても、地域地域では愛着もありますし、加えて、新しい要望、必要性があるということが出てくる施設の新設、あるいは更新もあります。ですから、なかなか頭の痛い問題であり、できれば余り深いところまでは触りたくないというのが、私はちょっとそんな感じもします。

しかしながら、これはどうしても逃げるわけにはいかない問題でありますし、この公共施設の問題は、何よりも市民全体の合意が大事なことだと思います。そこで、そのためには、皆さんにこの問題に関心を持ち、考えていただくために、市財政の状況と将来見通し、それから、施設の維持管理、これは経費とか利用実態とかということでございます。そういう状況、それから、将来ビジョン等の関連情報を、まずわかりやすく作って、しっかり出して、一緒に考えていかなければならないのではないかなと思います。まずは市民が、そういう情報、あるいは、大変生意気な言い方だと思って怒られるかもしれませんが、職員も含めて、本物のやっぱり情報共有を図る必要があるのではないかなと、私はそんなふうに思っています。

また、箱ものについては、多分異論があるところかと思いますが、これは見直しの中では絶対量の削減が大前提で取りかからなければならないのではないかなと思います。その前提としては、先程言いましたような関連情報をしっかりと出して、そしてまた、それを前提に施設の数だけでなく面積もしっかり含めて、現在の公共施設からこのぐらいの部分、このパーセント、この割合ぐらいはもう削減しないと、この後、財政がもたないというよりも、市の運営に支障がくるのではないかという、私はそう思います。ここはいろんな異論があるかと思いますが。そしてまた、その到達するまでの大体の工程表といいますか、年次経過といいますか、そういったものもあわせて出して、そして一緒に考えていただくという、そういう方向性が、この公共施設の更新問題といいます

か、見直しについては必要な視点であるし、そういう作業が必要なのではないかなと
思っているところなんです、市長のご見解をお伺いいたします。

○議長（橋村 誠） 2番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問の公共施設の見直しについて、お答え申し上げます。

はじめに、公共施設更新問題に関する市民への情報提供につきましては、市が所有する施設の維持管理費が膨大であったこと、また、経年劣化による修繕費等が年々増加し、財政の圧迫を招くことから、市独自の取り組みとして平成25年度に財政課へ専門部署を設け、全施設を対象に現状を把握する実態調査を2カ年かけて行ってまいりました。

あわせて、全施設を類似機能毎の40グループに分類し、その中で設置から経過年数、延べ床面積等の建物規模、施設の利用状況や稼働率などの調査結果及び1日当たりの利用者数や運営コストなどの分析結果を比較してみると、効率よく利用されている施設、または数値が思わしくない施設と、様々な実態が見えるようになってまいりました。

現在、この調査結果をもとに、昨日石塚議員の質問にご答弁申し上げたとおり、公共施設等総合管理計画の平成28年度策定に向け、取り組んでいるところであります。

計画策定に関する素案がまとまった段階になりましたら、市議会に対しても協議を行ってまいりますが、地域住民との合意を図るためにも、2カ年かけて全施設の現状把握に取り組んだ調査結果の公表とあわせ、計画策定の素案を地域協議会に提示するほか、市民から意見等をいただくためのパブリックコメントを実施してまいります。

次に、公共施設の見直しにおける削減面積目標などにつきましては、現在「公共施設等総合管理計画」の策定に向け取り組んでおりますが、施設の見直しに関する基本方針の一つに、大仙市全体の施設の総量縮減を掲げることを検討しております。

具体的には、施設の統廃合や複合化、空きスペースを活用する機能移転、規模の縮小、民間や地域への譲渡、売却、貸付など、様々な角度から長期的な視点で対応してまいります。

また、現段階における総量縮減を進める目安としては、市が過去5年間に箱もの改修費等に投資した年間平均額は約43億円となっている一方で、現行の全ての施設を将来も維持していくために必要な改修等の経費については、総務省が全国の自治体に提供した試算ソフトを活用し試算すると、30年間の年平均額は約55億円となり、12億円の格差が生じております。これに加え、国立社会保障人口問題研究所が推計した本市の

30年後の人口は、現在の約3分の2になると示されており、市の財政規模も縮小され、公共施設の改修等に向けられる財源も少なくなることから、12億円の格差はさらに広がることが予想されます。

このような状況を踏まえ、施設の統廃合や複合化など、具体的な総量縮減を進める方策や目標値については、現在、全庁体制で検討しているところであります。

このほか、施設の見直しにあたっては、「維持管理コストの低減」についても取り組むことを考えており、今後改修を必要とする施設については、ランニングコストの比較も十分行いながら、今後20年、30年先を見据えた、次世代に大きな財政負担を負わせない、効率的な適正な施設配置を行ってまいりたいと思います。

【栗林市長 降壇】

○議長（橋村 誠） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい。

○15番（金谷道男） いずれ公共施設等の管理計画の中で、削減目標を明示しながら進めていくというふうに承りましたので、是非それを市民と共有ということをお私再三申し上げますのは、やはりこれ、必要であるか否か、どんな施設も市民の声があったからということが大前提になって、つくる時も、それから更新の時も、そういう話になりますので。ただ、市民は大変こういうこと言うと私怒られるかもしれませんが、やっぱり申し訳ないですが、あるよりもない方がいいというレベルでもあった方がいいというような判断をします。それは情報が、私はないからではないかと思います。市の本当の財政の状況、こういう状況であるということを前提に、じゃあその地域では何を残し、何をなくすることができるのかということをお考えることが、それが必要なんだと思います。そのために是非詳しいわかりやすい情報を出してほしい。私、秦野市のことを言うわけじゃないですが、市ではやはり、この前もデータ見せてもらいましたが、やっぱりそういったところの情報提供を出して、やっぱり説明会を開いたりということでした。しっかりその、もう財政の見通し等については、昨日も石塚議員の質問にもありましたので、しっかり作っておられると思いますので、それを、より市民レベルでわかりやすいような訴え方が必要ではないかなと思っています。

今回のその見直しの流れの中で、太田方式といいますか、太田の一つのやり方、同じ公民館の改築ですが、西仙さんの考え方、太田の考え方と出たわけですけども、太田

の考え方がこれからの方向性ではないかというようなことも承ったように思うんですが、その理由はこういったところでこう考えていけばいいのではないか、だからというようなふうを受け取ったんですが、市長、そこら辺のところのその良さというものは一体何、どこら辺にというふうに市長は受け止められておられるのか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（橋村 誠） 栗林市長。

○市長（栗林次美） 議員から指摘されましたこの「本物の情報共有」という、この部分をやっぱり大事にしていかなきゃならないと思います。その前提条件としては、太田地域につきましては、従来からそれぞれの一定の単位での自治会の説明会といいますか、そういう組織が動いております。それとあわせた形で自主防災組織というのが大体組まれているというふうに認識しております。そういう組織的なものがある地域、地区については、情報を丁寧に説明することによって情報共有することができると思いますけれども、今その大仙市全体でいきますと、そういう仕組みがなされていない地域もございます。その辺を十分やっぱり注意をして、この調査結果の公表についても地域協議会、その他、ホームページ等に公表すればいいという問題ではなくて、より具体的にやはり今、議員がご指摘された市全体の財政状況、あるいは残念ながら人口が減少していくという問題を含めて、できるだけやはりわかりやすく現状、それから、これからの中期的な問題も含めて住民の皆さんと話し合いを深めるような工夫、これをどうしていくかということが、この問題の肝心なところではないかなというふうに思っております。

既にこの公共施設の問題については、新聞等で先行して発表される事例もあるようですけれども、我々はもう少し慎重な形で、やはり発表の段階で、特に縮減の問題なんかは、しっかりしたやっぱり考え方をもちながら、住民の皆さんと一緒に考えていかないと、数字だけがひとり歩きするような場合もある、そういうことになったら困りますので、このことを十分注意して、いわゆる「本物の情報共有」という部分を、もう一工夫、二工夫して、地域の皆さんと一緒にこの問題に取り組んでいかなきゃならないというふうに思っています。

○議長（橋村 誠） 再々質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい。

○15番（金谷道男） 何かの施設の建設計画の時に、私、説明会の時に申し上げたこと

がありますが、建物は私はあくまでも道具だと思います。何をやるのか、そのやるもののために、どうしても今ある施設ではできない、だからということではなければ私はならないと思います。どの施設が、個別の施設がどうこうということではありません。そういうことから考えますと、今ある施設の利用状況が、決して建物全体の利用数とかという話ではなくて、どういうその建物の持っているどの部屋がどういうふうに使われているのか、それから、どういう人たちが使っているのか、本当にそれが代替できないのかどうかというようなことも含めて、太田の場合は私はその話を聞いた時に、その分析と、その代替場所をやっぱりしっかり探して、あるんであればいいだろうということの一つは、絶対そのやっている事業を縮小するかそういうことにはつながらないようにしていかなければならないのではないかなと、そしてそれをするためには、やっぱりその利用の本当の実態を調べて、それに対応する場所がその周辺、あるいははっきり言って多少距離の違いは出てきても、それは市民の方々から、言い方は悪いんですが負担して、その時間的な距離的な負担はしてもらおうということも含めて、その前提でやはり今のよな考え方に積み上がっていったのではないかなと思います。そういう意味では、市長先程言われました短絡的にやらないで、しっかり調査してというのは、私も非常にその点やっていていただければと思います。そういったことの分析の中で更新していく、あるいは廃止する、あるいはどうしても必要であれば、全てのものを見てもどこにもないというような用途があるとすれば、それはそれで。そして、その地域が、どこの人たちがその施設を利用しているのか、そここのところの人口の動態はどうか、やはりそういったことが個別にやっぱり判断される中でいくんだと思います。ただそうすると、なかなか、要するに難しいものがあるので、私は大変乱暴な言い方ですが、目標面積をやっぱり設定して、市長は数字だけがひとり歩きする心配されているようですけれども、そういった裏付けデータを調査していけば、多分そんなふうにもならないのではないかなと思っています。ここはあくまでも一般質問ということにさせていただきますが、いずれそういったことも含めて、この後いろんな施設の、私は更新だけでなく新設の時には、もう更新以上に気をつけないといけないのではないかなと思っています。だから、そういったところをそれぞれの関係するところの委員会で十分、私今申し上げましたようなことを検討してもらっていただきたいし、当局にも大変あれですけども、そういう詳細な、これからの見通し、利用のされ方、実態は、本当の実態は、本当の実態というのは変ですけども、それを個々に分析する。ただ単に数字だけが、多いところ少

ないところという施設では、私は利用者の数の割合、こういったことによっては、もしかすれば数字が少なくてもその地域ではすごく利用されているという数値にもなるのかなど。多分そういう単純な比較はしないとは思いますが、これはもう人が一杯いるところの施設は利用されるだろうし、中心施設は当然利用される。でも、同じような機能を持っているものの比較ということになると、なかなかそうはいかない。だから、そういったことも含めた、大変数の多い五百五十幾つかの施設の話ですので、これ大変だと思いますが、是非そういった細かい調査もしながら、この後進めていってほしいということと、やっぱり建物の場合は私、何か削減面積出さないとなかなか進めないのではないかなど、非常に痛みのあるし、喜ばれる政策では決して私ないと思いますが、先程申したように、これは財政のことを考えると絶対避けて通られない問題になるんだと思います。この後、人口減少、残念ながら画期的に回復するということは期待できないわけで、そうした中で、これから生まれてくる子どもたちにも、先程市長も言われましたように、大きな負担を持たせないためにも、今やらなきゃならないのではないかなど、そんなふうに思いますので、その点よろしく願いをいたしたいと思います。もし何か市長のお考えありましたら。

○議長（橋村 誠） 栗林市長。

○市長（栗林次美） この「総量縮減」という表現でありますけれども、いずれ様々なその裏付けとなるものをしっかりさせた上で、私は出させていたいただきたいと思います。ただ、その裏付けが、どういう分析でどうなのかということが一番大事だと思います。そこは慎重に、より議論を深めていかなければならないと思います。

その前提になるのが、先程来言っております、我々が21年の計画で取り組んでおります生活拠点、そして地域拠点、こうした考え方に基づいた、やはり総量の問題というか、そういうことをやはり、その裏にあることがしっかりしないと、先程申したように数字がひとり歩きするというのは、もう少し数字を出すには時間をかけなければ、まだまだ十分な分析はできていないと思っていますので、もう少し時間をいただきたいと思っています。

○議長（橋村 誠） 次に、3番の項目について質問を許します。

○15番（金谷道男） 次に、空き家を活用した移住対策についてであります。

去る7月、総務民生委員会で石川県珠洲市へ空き家を活用した移住政策について研修してまいりました。珠洲市では、市の重要政策として、空き家を活用した移住政策を位

置付け、空き家バンク制度、空き家短期滞在、これ「ちょい住み制度」と言っているようですが、これは移住希望者が最長93日間住み、その移住体験ができるというような制度でした。

それからまた、Uターン・Iターン者が空き家バンクに登録した物件を使う場合は家賃補助、それから、空き家の購入費の補助金、それから、空き家を改修する費用等の補助をし、非常に多様な支援策を講じておりました。その成果でしょうか、一定の成果を上げていたというふうに感じます。

また、もう一つは、市は空き家対策だけということではないんですが、自然保護と環境対策、これ、ごみ処理は除くということでしたけども、環境対策と移住を担当する専門部署、なかなか面白い名前で、自然共生室というような名前でした。そして、そこで担当職員を置き、いわば空き家を専門に担当しているというような仕組みになっていました。

当市とは当然自然環境は違いますし、文化風土も違いますので、このように一様にできるとは思いませんが、学ぶべき点は私は多かったんだと思います。

そしてまた、ちょっと余談ですけども、珠洲市では、この空き家の対策について、活用面から考えて始めたということでしたので、安全・安心の面では非常に遅れていると、この点を是非先進地である大仙市に学びたいということで、市長がたまたま同席してくださいましたので、市長からそういうお話をいただきました。是非来てくださるようにご案内いたしましたので、もし来ましたら、ご説明の方、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、空き家対策については、平成24年第3回議会での条例制定時に、空き家調査結果を活用面で活かす誘導策ができないかという質問をさせていただきました。その際に市長は、空き家バンク的な方法があるので今後検討したいという回答をいただきました。

そこでお伺いしますが、実は手元に23年度からの空き家対策事業の実績があるんですけども、これを見ますと、全市的に非常に空き家の中に活用できそうな空き家、いわゆる危険家屋でない空き家の割合が非常に高いというふうに感じます。それで、その空き家バンク登録どうなっているのかなと思って、インターネットで空き家バンクをちょっと見てみましたが、非常に少ないです。まさに非常に少ないです。現在、空き家バンク事業というものを、どの部署で、どんなふうに進めておられるのか、そしてまた、

空き家の調査の結果を利用して、例えば持ち主と今後の管理の方法をどうするのかの考え方とか、あるいは譲渡とか貸与の意向があるのかどうか、そういった情報交換みたいなものはしているのかどうか。それからあわせて、市へ空き家の購入とか借用希望、いわゆる移住希望者の話ですけれども、そういったことでの問い合わせというのがあるものなのかどうか、あるとすれば、どんな対応をしておられるのかということをお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（橋村 誠） 3番の項目に対する答弁を求めます。久米副市長。

【久米副市長 登壇】

○副市長（久米正雄） 質問の空き家対策についてお答え申し上げます。

大仙市内の平成26年度末時点での空き家件数は1,108件であります。そのうち危険度が低いと判断される空き家が約82%の911件となっております。

市では、空き家対策の一つとして、比較的状态の良いこの空き家を有効活用し、市内への定住と地域活性化を図ることを目的に、平成24年5月から空き家バンク制度を開始しております。

この制度は、提供したい空き家物件と利用を希望する方、それぞれから登録をいただき、条件の合う双方に情報を提供して成約を目指す制度でありまして、登録された情報は、登録者の承諾を得て、市の公式ホームページにより公開されております。

平成24年度から今年度8月末までの実績であります。空き家登録件数が延べ8件、利用希望者登録件数が延べ24件、制約件数は1件のみでございます。現在、2件について交渉中ではありますが、数値が示すとおり、空き家登録件数及び成約件数が少ない、伸び悩んでいる状況であります。

制度についての問い合わせについては、公開されている登録物件の詳細事項や希望する市内各地域での登録物件の有無などについて、県内外から数多くの問い合わせがありますが、市では公開できる範囲内で対応しているほか、媒介人を紹介し、当事者が円滑に取引できるよう、公益社団法人秋田県宅地建物取引業協会と「大仙市空き家バンク物件の取引に関する協定」を交わしているところであります。

また、市では、これまで広報やホームページのほか、平成25年度からは空家調査結果データを有効に活用するため、「空き家対策管理支援システム」を導入し、再利用が可能と思われる空き家の所有者に対し、制度の内容をダイレクトメールで発送してありまして、今年度は162件発送しております。

また、首都圏ふるさと会の開催時にもパンフレット等を配布しており、今年度は既に3つのふるさと会、計255名に配布しており、今後開催のふるさと会にも配布する予定であります。

今後は、FMはなびを活用するほか、市への移住・定住対策を実施している他の部局や秋田県NPO法人などと広く情報交換をし、引き続き制度のPRと、わかりやすい情報の提供に努め、優良な空き家の積極的な登録と利活用希望者の選択肢を広げてまいりたいと考えております。

また、現在、市に移住を予定している方に対しての支援として、契約が成立した空き家を修繕する物件に対し、市の住宅リフォーム支援事業の対象としているところでありますが、今後さらなる支援の提供に向けての対策などについて、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

【久米副市長 降壇】

○議長（橋村 誠） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい。

○15番（金谷道男） 空き家対策については、もちろん安全・安心面からの対策と活用の面からの対策があるわけで、これを1つの担当のところで行うというのは、私はやっぱりちょっと無理があるのではないかなと。やはり活用の方について言えば、やはり地域振興とか、あるいは支所レベルでとか、そういったやっぱりところの担当者がいないと、なかなかその登録の発掘はできないのではないかなと思います。もちろん市内の場合については、いわゆる不動産屋さんといいますか、そういった方々がおられるところはそれなりに発掘しておられるかもしれませんが、やはり周辺地域に行きますと、なかなかその専門の職、不動産専門の方というのは、そんなにはいないと思います。実は珠洲市でも何でこれやるのって言ったら、市内にその不動産の業者さんがやっぱりいなかったということが、このバンクで掘り起こしをしたことだったようであります。ただ、実際には、その取引になりますと、当然そういう専門の方でないとできないので、これはだれもそうだと思いますけれども、発掘について言えば、そういうことで、安全・安心面での担当のところとは、やっぱり分けて担当すべきではないのかなと思います。

ちなみに、バンクの登録、どんなふうにするもんだらうというのはですね、実は私の

周辺に空き家になった方がおられまして、最後どうするんだという話をしたら、もう欲しい人には土地建物全部そのまま差し上げますという方だったんです、その方は。でも、その情報って出ようがないんですね。その人思っているだけなんで、たまたま今回はそれ聞きましたので、この後、空き家バンクに登録したらという、これ無償というのがいいのか悪いのか、そこら辺は今後の話だと思いますが、そういったものが実は私はあるのではないかなと思うんです、非常に。やっぱり手続きするにも、こういう書類を作って、こういったことで、当然これやらないといけないことだと思いますが、こういったことをやっぱりお手伝いをしてくれるところは、やはりそういう発掘して、外から人を入れてこようということを担当するところでやっぱりやれば、力が入るのではないかなと思っています。私、基本的には、なかなか新しい方から結婚して人を増やすというのは、当然の手法ですけれども、プラスやはり外から、住みよいまちのトップですので、是非そういった外から人を入れてくる施策にも力を入れていけばいいのではないかな、その手始めがやっぱりこういう空き家バンクの問題ですとか、さっき言いました小さな拠点に個性を持たせるとか、この拠点の個性はこれだよという、そういった個性を持たせることによって外から人が入ってくるというようなことになるとと思いますので、是非その担当のところの、やはり今どこで担当しておられるのかちょっと私、多分建設部ですかね。ではやっぱりちょっと、いや、建設部ができないという話ではありませんので、部長。仕事の流れとしては、やはり地域振興あたりで担当すればいいのではないかなと思うんですが、そこら辺、市長どうお考えでしょうか。

○議長（橋村 誠） 久米副市長。

○副市長（久米正雄） 移住・定住の担当部署というふうなことでありますが、今現在、この空き家の登録バンクにつきましては、建物というふうなこともありまして、総合防災の方のこの空き家のデータがありますので、それを活用して、建築住宅課の方で要綱を定めてやっておるところであります。

お話のとおり、移住・定住となりますとまちづくり、これに綿密につながってまいりますので、今後、総合政策部のまちづくり課とか、それから、今年の4月から各支所にもまちづくり担当を配置しておりますので、そういう部分との連携というのが今後必要になってくるのではないかなというふうなことは考えております。

そういうことで、今回、ここ数年の結果、今、数値申し上げましたけれども、非常に少ない状況であります。中身を見ますと、活用できる物件がたくさんありますので、や

はりこのまま、こういう財産を活用しないという手はないというふうに考えております。ですから、先程も申しましたとおり、このパンフレットを作るなり、それを首都圏ふるさと会の方々に、いろいろな方々に大仙市もこういうことやっておりますよというふうな情報を提供していつているわけでありまして、今後、今、議員がお話あるような形で、市全体連携して情報共有するような形で進めていかなければならないと考えております。

○議長（橋村 誠） 再々質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい。

○15番（金谷道男） いずれせっきくの資源ですし、せっきくいろんな場所に空き家があるので、やっぱりその特色特色をやれば、そういうところを選んでくるという人が生まれると思いますので、どうかそういう視点で是非、私は力を一杯入れてほしいなど、そんなふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げまして、この質問は終わりたいと思います。

○議長（橋村 誠） 次に、4番の項目について質問を許します。

○15番（金谷道男） そうすれば、市政報告の中から2つほど質問をさせていただきたいと思います。

1つ目は、定住自立圏構想なんですけど、この件については6月に秩父博樹議員の質問の中で、仙北市・美郷町と、これまで話してきたが、なかなか進まなくて停滞しているというような回答で、ただ、今回また国の制度も変わったので、再度説明して取り組んでいきたいというような回答だったようです。私も、実はこの非常に関連のある市ですし、特に自分の方のことを言って申し訳ないんですが、私の方はやっぱりどうしても美郷町と仙北市との、東部地区については直接つながっていることもあって、やっぱりこれ、非常に期待していたんですが、残念ながら成立ができなかったというような話でしたけれども、そこら辺の、何でそうだったのかということ、まずそれが一点です。

それからもう一つは、これも地元のことで大変申し訳ございませんが、7月25日に例の大雨で、真木溪谷の林道が被災して通行できなくなっております。このルートは、ご承知のとおり非常に和賀岳、薬師岳の登山ルートになっておりまして、紅葉シーズンに向けて即急な復旧を望みたいんですが、現時点でのその復旧の見通しと考え方をお知らせいただきたいと思います。

○議長（橋村 誠） 4番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問の定住自立圏構想について、お答え申し上げます。

本構想は、圏域毎に「集約とネットワーク」の考え方に基づき、中心市において圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備するとともに、近隣市町村において必要な生活機能を確保し、農林水産業の振興や豊かな自然環境の保全等を図るなど、互いに連携協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的とするものであります。

本市では、仙北市及び美郷町との2市1町による定住自立圏形成の検討を平成21年4月に開始いたしましたが、その1年後、三者の足並みがそろわず、見送った経緯があります。

しかしながら、本市が市町村合併の特例により中心市としての要件を満たすこととされる期限が今月末となっていることから、本年5月に改めて両市・町に対し、本構想の説明と定住自立圏形成に向けた意思確認を行ったところであります。その結果、6月1日付けで美郷町長からは、制度の概要や大仙仙北美郷地域の事務の共同処理の現状等を総合的に勘案し、現時点で取り組む考えがないこと、また、6月8日付けで仙北市長からは、総合計画等との整合性の確保が困難であること、財政上、特段のメリットがないこと、美郷町が見送る意向を示したことなどの理由により、現時点で見送るとの回答を、文書によりいただいたところであります。

このことから、本市では、合併市としての特例により、大曲地域を中心地域、その他の地域を近隣地域とした合併1市圏域での定住自立圏を形成することとしたものであります。

県内においては、由利本荘市、大館市及び横手市が、それぞれ合併1市により、また、湯沢市が羽後町、東成瀬村との3市町村による定住自立圏を形成しております。

なお、本構想につきましては、9月17日の本会議終了後に議員説明会を開催させていただき、定住自立圏形成における本市のこれまでの取り組みの経緯や今後のスケジュールなど、具体的に説明させていただく予定としております。

次に、真木溪谷の市道の災害状況と今後の見通しについて、お答え申し上げます。

大きな災害が発生しました真木溪谷の市道真木線は、薬師岳登山口公衆トイレまでの区間であり、秋田森林管理署が所管する国有林道との併用林道として、協定に基づいて管理を行っている路線であります。このため、災害復旧工事は、この協定に基づき市が実施することとしております。

ご質問の市道真木線の災害復旧につきましては、公共土木施設災害として路肩崩落4カ所、延長103m、また、道路決壊1カ所、延長12mの被災として、被害総額3,720万円を国へ報告しており、また、市が単独費で実施する倒木と土砂の除去処理費660万円と合わせまして、災害復旧事業費4,380万円を今次定例会におきまして予算の補正をお願いしているところであります。

今後は、10月6日・7日に予定しております国の災害査定を受け、年内の復旧工事発注に努め、降雪状況を見ながら早期復旧を図りたいと考えております。

また、市道の終点部、薬師岳登山口公衆トイレより先の国有林道の被災箇所につきましては、国の管理区間であるため、管理者の秋田森林管理署と協議を進めており、災害復旧を含め、早期に林道を通行できるよう対策をとっていただくこととしております。

今後につきましては、市道の災害復旧とあわせ、国や県をはじめとする関係機関と引き続き調整を図りながら、早急に復旧を進めてまいりたいと思います。

なお、本年度、県の木造公共施設整備事業補助金を活用して市が実施する予定でありました真木袖川園地休息所の整備につきましては、市道の被災により年度内の実施が困難となったため、整備計画を見直して、今後、市道の復旧後に再度実施に向けて協議することとしております。

【栗林市長 降壇】

○議長（橋村 誠） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい。

○15番（金谷道男） 定住圏については説明会があるということですので、いいですけども、真木の林道につきましては、今、市長が復旧に向けて頑張っていただけたということでした。川口溪谷も実は徒歩でしか行けない状態で、車が入れるところが真木側にしかないわけで、なんとかこれは車が入れるような状態に復旧していただきたいなと思っております。太田のものというよりも、多分大仙市全体の中での山の観光ということになりますと、あそこしかないわけですので、我々ももしどっかに行って陳情・要望等をすればいいのであれば、一緒にやらせていただきたいと思いますので、なるべく早めの復旧と完全な復旧をお願いいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（橋村 誠） これにて15番金谷道男君の質問を終わります。

【15番 金谷道男議員 降壇】

○議長（橋村 誠） この際、暫時休憩いたします。再開は11時10分といたします。
午前10時57分 休 憩

午前11時10分 再 開

○議長（橋村 誠） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、4番佐藤隆盛君。

（「はい、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい。

【4番 佐藤隆盛議員 登壇】

○議長（橋村 誠） 1番の項目について質問を許します。

○4番（佐藤隆盛） おはようございます。市民クラブの佐藤隆盛です。通告に従いまして、2点を柱に質問いたします。

この度、同僚議員であり、市民クラブとして同じ会派を形成していた親愛なる細谷洋造議員が亡くなりました。まず冒頭に、志し半ばで逝かれた細谷氏のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

さて、今、国政では、安全保障関連法案などの話題で持ちきりであります。このことの経緯については、皆様のご承知のとおりでありますから、ここで詳しくは申し上げませんが、その法案を「国民の安全を守る」という大義を唱え、今国会での成立を図る政府自民党などと「戦争法案」だと反対し対決する野党との構図であります。多くの学者や知識人から始まり、戦争経験者や国民の間に、その声は今、拡大の一途であります。その証拠に、あれほど期待を集めた内閣支持率の日に日に凋落していることでも明らかであります。この8月は敗戦70年の節目でもあり、いかに戦争のもたらしたものが悲惨なものであったか、多くの国民が考えさせられた夏でもありました。今その法案に対する反対の声が、戦争を知らない若者の間にも、日に日に拡大している事実もあります。

一方秋田県では、他県に先駆けて県議会がこの法案に対する賛意を既に示しております。また、佐竹知事も、それに沿った発言をなされておるように見受けております。

度重なる他国からの実力による領土問題への挑戦とも取れる行為なども、私どもテレビを見て目にしております。また、70年経っても戦争責任を盾に、横暴とも取れる他国の外交姿勢に対する国民感情も、わからぬわけではありません。かといって、この法

律をストレートに通すか、大きな決断を今国民に問われていると率直に感じます。

以上については、国政の問題とはいえ、私ども一国民、市民として、言うまでもなく無関心でいるわけにはいきません。冒頭に申し上げたように、亡くなりました細谷議員は、私と違って社民党籍を持った信念の人でもありました。この機会に国家の運命にかかわることでもありますので、市政とは一線を画する事項とはいえ、大切なことと考えますので、大仙市長である栗林市長の忌憚のない見解をお伺いしたいと思います。

以上であります。

○議長（橋村 誠） 1 番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 佐藤隆盛議員の質問にお答え申し上げます。

質問の安全保障関連法案等についてであります。平成 26 年 6 月、大仙市議会第 2 回定例会の場において、藤田議員から質問があった集団的自衛権行使容認に対して私の見解を述べた時と同様、「外交、国防、治安については国の専権事項であり、基礎自治体での議論にはなじまないもの」と考えております。

しかしながら、現在審議中の安全保障関連法案には、憲法そのものに触れるという点において看過できない問題があることから、長年、政治の世界に身を置いてきた者の一人として、あえて考えを述べます。

この度の法案につきましては、ご承知のとおり、歴代の内閣法制局長官や憲法学者の多くが、そして先週、9 月 3 日の朝日新聞におきましては、元最高裁長官までもが違憲であるとの見解を示しております。

このような中、内容の是非もさることながら、閣議決定による憲法解釈の変更のみをもって法案を国会に提出され、審議され続けていることが、立憲主義、法治主義国家の有り様として異様に思えてならないのであります。

憲法第 9 条の解釈は、集団的自衛権は有するが行使しないというものであり、これが 60 年余りにわたって国民の支持を得てきた考え方で、既に憲法第 9 条の骨肉と化し、一体となって慣習法として定まっていると言っても過言ではないと存じます。このことから、この解釈を変更するということは、すなわち事実上の憲法改正であると言わざるを得ません。したがって、集団的自衛権の行使を認めるというのであれば、法案以前に、まずは憲法改正に向かうのが筋であろうと考えます。市政において制定できる最高法規は条例ですが、これは決して法律の枠組みを超えてはならないものであり、同様

に、法律は憲法を頂点とした法体系の中にあり、憲法の枠組みを超えてはならないものであります。集団的自衛権を行使しようとするのであれば、まずは憲法自体に定められた憲法改正の手続きに向かうのが道理ではないかというのが私の拙い政治経験に基づく考えであります。

【栗林市長 降壇】

○議長（橋村 誠） 再質問ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） 次に、2番の項目について質問を許します。

○4番（佐藤隆盛） 次に、自治基本条例の制定について質問いたします。

平成17年3月22日、1市6町1村で「市政は市民のために」を基本理念とした栗林市政が発足し、早いもので今年の3月で満10年になりました。

市長は、今年の「だいせん日和」新春の挨拶の中で、次のように述べております。読ませていただきますが、『この10年は各地域の産業・文化・伝統などの地域の特性や独自性を大切にしながら、新市として一体感の醸成に努めるとともに、地方分権時代にふさわしい「市民と行政との協働のまちづくり」を推進してまいりました。旧市町村毎に地方自治法に基づく地域自治区及び地域協議会を設置し、地域枠予算により自治活動を最大限支援するなど、市民の知恵と活力が溢れるまちづくりを進めてまいりました。また、市政運営の羅針盤である「大仙市総合計画」のもとで、子育て・教育・医療・産業・防災など、今対応しなければならない喫緊の課題に取り組んできました。』と申しております。

また、『大仙の未来を思う皆様方からの、温かく力強いご支援により、新市の土台はしっかりと築かれ、新しい芽が出てきております。』と、市民に感謝の意をも述べております。

そして10年間のこれまでの軌跡を振り返り、これからの未来を描く節目であり、市ではこの節目にあたり、本市における自治の基本理念や行政運営の基本原則を定める「自治基本条例」を制定し、この条例のもと、市民と行政との協働の気運を一層高めながら、市民が誇りと責任を持って活躍できるまちづくりに努めると述べております。

そこで質問いたしますが、私は本市の基本原則を定める自治基本条例の制定については、反対するものではありませんが、自治基本条例によって住民生活に本当に役立つのか、また、住民間の対立をかえってあおることはないのか、また、地方行政の仕事を妨

げ、議会の否定にはならないのか、また、特定団体に地方行政をコントロールされることはないのかなど、注意しなくてはならない点が多くあり、そして、つくるべきかもう一度考えようという意見などもあります。まず、この点についての考えを伺いたします。

自治基本条例とは「自治体の憲法」とも言われております。その「自治体の憲法」と言われる制定の素案について、どのような方々で作成し、今現在どの程度まで進んでいるのか、また、いつの時期に私どもの議会に示すのか、お尋ねいたします。

また、参考までに、約1,700自治体中293自治体が制定済みとなっているようですが、秋田県内の自治体制定状況はどのようになっているのかお知らせください。

以上でございます。

○議長（橋村 誠） 2番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問の自治基本条例の制定について、お答え申し上げます。

はじめに、条例が制定されることへの懸念についてであります。

本条例は、少子高齢化や人口減少による地域社会の様々な問題が顕在化する中において、これからのまちづくりには、これまで以上に市民の知恵と力が必要となるという認識のもと、大仙市誕生から10年となることを契機に、市民との協働によるまちづくりをさらに進めるためのツールを定めるものとして検討してまいったものであります。

本条例は、まちづくりの基本となる考え方や仕組みを、市民、行政及び議会が共有し、大仙市のまちづくりを行っていく上でのツールとなるものであると思っております。

最初に申し上げましたが、もう一度言い直しますが、大仙市誕生から10年となることを契機に、市民との協働によるまちづくりをさらに進めるためのルールを定めるものとして検討してまいったものであります。そして、この条例は、まちづくりを行っていく上でのツールという考え方を今申し上げたところであります。

議員が言われるように、本条例は「自治体の憲法」などと呼ばれる場合がありますが、自治体が定める条例である以上、法律の定められた範囲内での制度であることは明白であります。議員のご懸念については、条例素案の策定にあたっていただいている自治体基本条例策定委員会の検討の中でも、同様の懸念材料として挙がりましたが、これらを踏まえた上で協議を重ね、条例素案の検討を行ってきたものであります。

次に、条例素案策定の進捗状況等についてであります。昨年3月、各地域協議会や

各種団体の代表者18名と公募により応募いただいた3名の計21名の市民で組織する「自治体基本条例策定委員会」を設置し、これまで、ほぼ月1回のペースで15回にわたる会議を開催し、検討を重ね、本年7月までに素案のたたき台をまとめたところであります。

8月7日の企画産業常任委員会における所管事務調査では、このたたき台をお示しさせていただきましたが、17日の議会最終日に議員説明会の開催をお願いしておりますので、改めてその概要を示させていただき、議員各位からご意見をいただきたいと考えております。

今後、ご意見等を反映させた上で、年内を目途に素案をまとめる予定としております。

なお、現在の全国の市における自治体基本条例の制定状況については、790市のうち約3割に当たる211市で制定しており、また、県内においては、にかほ市、仙北市、潟上市、横手市の4市が制定しております。

【栗林市長 降壇】

○議長（橋村 誠） 再質問ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） これにて4番佐藤隆盛君の質問を終わります。

【4番 佐藤隆盛議員 降壇】

○議長（橋村 誠） 次に、9番佐藤文子さん。

（「はい、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい。

【9番 佐藤文子議員 登壇】

○議長（橋村 誠） 1番の項目について質問を許します。

○9番（佐藤文子） 日本共産党の佐藤文子です。通告に従い、質問に入らせていただきます。

まず1番目に、マイナンバー制度についてお尋ねいたします。

国民の各種個人情報をもとに12桁の個人番号（マイナンバー）によって結びつけ活用する制度であります。マイナンバー制度が、今年10月5日からの通知カードの発送、そして来年1月からのマイナンバーの利用開始と個人番号カード（マイナンバーカード）の交付に向け、準備が進められているようであります。

マイナンバー制度は、税と社会保障、災害の3分野98行政事務での利用から始まり、

官民の様々な分野に利用を拡大していくことがねらわれております。

3分野の範囲でも、年金については情報流出事件を受け、基礎年金番号とマイナンバーの連結は1年5カ月延長するとしたところではありますが、それ以外の社会保険、福祉、公営住宅の行政手続き、雇用主による税務署への届け出などでのマイナンバー記入が求められようとしております。さらに、国会で成立しました改定ナンバー法は、銀行口座やメタボ健診、高校授業料補助など自治体独自の施策について、マイナンバーとの情報連結を可能にするとし、利用範囲を拡大したものであります。このことについては、施行後、現行マイナンバー法の施行後3年間の利用状況を見て拡大を検討するとしていた国会答弁にも反した法改定であり、市民団体からは、今、抗議が上がっております。

そして、マイナンバーカードについては、今後、戸籍への連動、健康保険証や印鑑登録カードとの一体化、各種免許資格確認、さらにはクレジットカード機能としての利用まで視野に入れているようであります。

マイナンバー制度導入のために投じられた税金は、基幹システム構築費用、カード発行経費、広告費用などを合計しますと3,400億円以上とも言われ、加えて従業員を雇用する事業者は、税務署に提出する源泉徴収票や健康保険の被扶養者届に記入すべき従業員のマイナンバーのセキュリティ費用や新たなシステム対応の負担が巨額となるというふうに言われています。

既に情報連携が予定されている個人情報膨大ではありますが、さらなる利用拡大が進めば、不正利用や情報漏洩の危険が高まることは避けられません。マイナンバーカードの盗難や紛失による被害、発行時点でのなりすまし、ブラック企業による不正利用や倒産に伴う適正な情報管理がなされないなど、雇用先企業を通じた情報流出の危険も完全に否定することはできないのであります。

今年6月初めに、日本年金機構から125万件に及ぶ個人情報が流出するという重大な事件が起きました。システム上と運用上の不備が原因だったというふうなことで言われておりますが、一定のセキュリティ対策を講じているとされてきた年金機構での事件であるだけに、個人情報を保有する機関のセキュリティ対策を根本から問われる事件となったわけであります。

とりわけ多様で大量の個人情報を保有し、それらの個人情報にマイナンバーを付番することが求められている地方自治体のセキュリティ対策の点検は急務だと考えます。

今、求められているのは、マイナンバー制度実施準備を直ちに中止して、自治体の

ネットワークの現状を点検し、個人情報保護対策を講じることだと考えます。

制度を中止したところで住民生活には何の支障も生じません。莫大な費用と手間をかけて、わざわざ国民のプライバシーを重大な危険にさらす共通番号を導入するというようなことをやるよりも、現在使っているシステムを活用しながら税と社会保障の分野の業務の効率化や適正化を図り、住民の利便性向上を高める努力をしていただきたいものだというふうに考えます。

さて、マイナンバー制度の通知カードの発送や運用開始という予定が目前に迫る中、全国自治体職員からは「準備が間に合うのか」、「情報漏洩の危険など国民の心配や疑問に答えられるのか」といった不安の声が挙がっております。

また、国民の多くが制度を詳しく知らず、むしろ情報漏れの不安の方を広げているわけであります。

市では、26年6月から全庁的推進体制で国のスケジュールに合わせ準備を進めてきているようですが、確認の意味からも幾つか伺いたいと思います。

まず一つ、通知カードは確実に届くのかというふうな問題です。

全国1億3,000万人、7,000万世帯に郵送で送られるという通知カードは、この10月2日時点での最終住所で送付されるとされ、地方公共団体情報システム機構から直接送られてくるようであります。情報の漏洩等に注意しながら、1億3,000万人の通知カードの印刷や封筒詰めといった発送作業は大変なものであると思います。また、企業の源泉徴収票準備には、10月中旬まで全ての国民、世帯に通知カードが配付されていなければならないわけではありますが、現実的に可能なものかどうか大変疑問に思えるところであります。

通知カードの利用等に支障がないよう、確実に届くものなのかどうか、その辺をどのように見ておられるのかお尋ねいたします。

2つ目には、市内の企業のマイナンバー制度への対応、そして市の対応、準備状況はどうなのかという点について伺います。

企業が税務署に提出する源泉徴収票などの法定調書に従業員のマイナンバーを記載することが義務付けられており、厳重な管理とシステムの準備が必要とされております。新たなシステム構築に高額を要することなどから、準備は遅れているというふうにも伺っております。

市内企業、そして当市の準備状況について、お知らせいただければ幸いです。

3つ目には、当市のセキュリティ対策は万全なのかという点についてお伺いします。

総務省は、日本年金機構の個人情報流出事件が発覚した3週間後に、全国地方自治体の個人情報のセキュリティ対策について緊急調査を行いました。

調査のポイントは、一つに、基幹ネットワークと情報系ネットワークの切断がなされているのか、2つ目には、個人情報を情報系ネットワークに移動して作業していないかという2点だったようであります。

総務省は、その結果は公表しておりませんが、当市のセキュリティ対策は年金機構の流出事件のようなことが絶対に起こらない、そういった万全なものになっているのかどうか、お知らせいただきたいと思えます。

4つ目として、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードの交付対象人数、職種と利活用のあり方についてお尋ねします。

マイナンバー制度に伴い、来年1月からは希望者には個人番号カード（マイナンバーカード）が交付されます。全国では1,500万枚の発行を予定しており、政府はこのことを成長戦略にも掲げているわけであります。

現在の住基カードは、有料の任意発行もあってか、普及率はおよそ5%から10%と低い状況にあったことから、マイナンバーカードについては政府は無料による発行費用を含む制度推進のための予算措置を行いました。今定例会には、その関連補正予算3,028万8千円が計上されているところであります。

成長戦略では、その利活用について、来年1月から公務員の身分証明書や独立行政法人、民間企業の職員証の一体化を促す、また、再来年以降は印鑑登録カードや図書館カードなど行政が発行するカードとの一体化や各種免許の資格確認機能、さらにはキャッシュカード、クレジット機能の一体化に向けた民間事業者との検討などが示されているところであります。

住民にとってはカードの利活用に期待するところというのは、コンビニなどで行政手続きが手軽にできるというふうを考えるわけではありますが、自治体がコンビニ交付を実施する際のシステム構築には一定の負担が伴うものと考えられ、その点からも、今後その構築される見通しは示されてはおりません。結局、マイナンバーカードの普及、活用というのは、当面、公務員等に持たせること、そして情報産業やカード製作会社の儲け口になっているのではないかというふうに思うわけであります。このために480億円もの税金が投入されるというふうなことには、甚だ疑問に感ずるところであります。

そこで伺うのは、補正予算に計上されたマイナンバーカード事業費負担金3,028万8千円にかかわる対象人数、一般市民がどれだけ含まれるのか、その交付されようとする職種、差し支えなければいいですが、さらにはカードは当面どのような場面で利活用が図られるのか伺います。

もう一点は、市民の利便性を高めるためのマイナンバーカードの利用にかかわる今後の取り組みについて、考えがあるのかお知らせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（橋村 誠） 1番の項目に対する答弁を求めます。久米副市長。

【久米副市長 登壇】

○副市長（久米正雄） 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

質問のマイナンバー制度についてであります。はじめに、通知カードにつきましては、10月5日から住民票の世帯毎に、住所地へ郵便の簡易書留で送付されます。

地方公共団体情報システム機構から直接、転送不要で送付されるため、住民票と異なるところへ住んでいる方は受け取ることができません。現在住んでいる住所と住民票の住所が異なっている場合は、住所変更の手続きが必要となりますが、例えば、医療機関、施設などに長期間入院等をしている場合など、やむを得ない事情がある方は、居所情報登録申請の手続きにより、住所地以外でも受け取れる制度をご利用いただけます。

なお、居所情報登録申請を含むマイナンバー制度については、広報やホームページにより周知させていただいておりますが、やむを得ない理由に該当しない場合もありますので、お問い合わせに対しましては、適切に対応してまいります。

また、万が一、不達により返戻された場合は、一定期間保管した上で、ご本人に来庁していただくなど、再度交付の手続きを行い、全ての方に交付できる体制を整え、準備に努めてまいります。

次に、市内企業及び市のマイナンバー制度対応の準備状況についてであります。マイナンバーを取り扱う事務は、主に行政機関等が自らの業務で利用する個人番号利用事務と、主に民間企業等が補助的にマイナンバーを取り扱う個人番号関係事務の2つがあります。

後者の民間企業等の個人番号関係事務につきましては、税務署等の国が主体となり、マイナンバーの取り扱いについて企業等に対し周知などの対応を行っているところであり、このため本市では、民間企業のマイナンバー準備状況については、把握していない

ところであります。

今般、議員ご質問の内容につきましては、主な企業に聞き取り調査を行ったところ、現在マイナンバー対応に向けた準備を進めている状況であり、主な対応として、マイナンバーを取り扱うパソコン関係のセキュリティ対策や、従業員からのマイナンバー収集方法を含めた業務フローを作成、就業規則の改定、従業員の理解を得るための説明会の実施等を行っていると同っております。

また、大曲商工会議所及び大仙市商工会に確認したところ、制度周知のため、秋田県や税務署などの関係機関から講師を招き、これまでも数回、制度説明会を実施しており、今後も実施したいとのことであります。

なお、1事業所としての市の対応につきましては、市では税務署に提出する源泉徴収票などの法定調書にかかわりのある総務課において、制度の開始に対応するため、人事給与システムの改修を予定しており、現在その作業を進めている状況であります。

次に、個人情報のセキュリティ対策についてであります。本市のセキュリティ対策は、住民基本台帳や福祉に関する情報及び税務情報など個人情報を多く扱う基幹系システムと文書処理や財務会計、グループウェアなど市役所内の情報を主に扱う情報系システムの2つの系統があります。

この基幹系システムと情報系システムについては、互いに通信できないネットワークの仕組みで情報を遮断しており、また、インターネット接続については、セキュリティ対策を施した上で情報系システムのみが接続されている状況であります。

一方、職員が業務にかかわる個人情報を含む情報資産の運用につきましては、その保護や正確なサービスを提供するための安全対策として、大仙市情報セキュリティポリシーや実施手順書を作成し、情報資産にかかわる全ての職員において、情報セキュリティの重要性について共通認識を持ち、各業務の遂行にあたっております。

また、セキュリティポリシーの意識向上のため、全職員を対象にパソコンを利用したセキュリティ研修を行っているほか、定期的に職員の自己セキュリティ点検などを行っております。

今後におきましても、同様のセキュリティ対策を継続してまいりますので、年金機構の流出事件のようなことは起こらないものと考えております。

次に、カードの交付対象人員と職種につきましては、国の交付金算出方法によりますと、平成27年度の個人番号カード作成枚数を1,000万枚と想定しており、これを

平成26年1月1日現在での大仙市に住所を有する8万7,775人と、全国1億2,843万8,348人との比率で算出しますと、当市におけるカード発行予定枚数は約6,800枚となります。

また、交付対象者の職種については、個人番号の指定を受けるのは、日本に住民票がある全ての住民ですので、職種による対象者の区別はありません。

次に、カードの利活用につきましては、国では、1つ目として個人番号を証明する書類としての利用を想定しております。具体的には、就職や転職、年金受給や災害時等の個人番号の提示が必要な場面で、個人番号を証明する書類としてカードの利用を図るといったものであります。

2つ目としては、本人確認の際の公的な身分証明書としてのカードの利用を図るものであります。

3つ目としては、国が平成29年1月から開始する行政機関がマイナンバーのついた自分の情報を、いつ、どこでやり取りしたのか確認できるマイナポータルへの接続に必要なカードとしての利用を考えております。

次に、カード利用にかかわる今後の本市の取り組みにつきましては、マイナンバー制度が市民に浸透するまで、主に国が想定している身分証明書や個人番号を証明する書類の利用にとどめるものとし、その後、状況を見ながら個人番号カードの利用について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

【久米副市長 降壇】

○議長（橋村 誠） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい。

○9番（佐藤文子） 通知カードが確実に届けられるのかというふうなことにしましては、事情のある場合には後で発送されるような、そうした答弁だったように思います。いろんな事情がある人で、返送されたものとか、そういうふうなものも含め、入院、あるいは施設入所、中にはDV等で住所が現住所にない、そういうふうな方々も事情の中に含まれるものと思われませんが、こうしたこの一斉に全国民に送られない状況が発生するというふうなこと自体、私は非常に、その事情の、個人の持っている事情について、国が知ることができるというふうな点で、非常にこの問題があるというふうなまず一つ

思うわけでありませう。

また、DV等の秘密事項、これは市ではDV対策なんかをきちっと行っているわけですが、こうしたことを一歩自治体の方から、自治体から出てしまえば、漏洩の問題が非常に心配なわけですがけれども、この点についてどのように考えているのかというふうなことです。

それから、一斉に届く人、また、後から届けられる人というふうなことが実際にあるわけですがけれども、そうした場合に市民の間では、私には来たけど、あなたにまだ来ないのといったような市民の間での混乱、また、行政では問い合わせが、なぜ私には来ないんだと、いつ来るんだといったような問い合わせ、そういったものがあって、市の対応にも混乱がかなり想定されるわけでありませうけれども、そういったことから考えますと、この一斉に送られるべき通知カードというふうなものが送られないような事情のあるというふうなことも想定していることから、これはやはり準備が万端ではないんじゃないかというふうに私は思います。そういう意味で、一斉に届けられなければならないこうした制度というふうなのは、そういう混乱を招くというふうに考えられるわけですので、その点をまずどのように考えているかというふうなことをひとつ聞きます。

2つ目の企業の対応の問題ですがけれども、今年の3月の時点で50人以上の従業員を持つ企業に対して調査を実施したところ、対応を検討しているところは18.2%と非常に少なかったわけですがけれども、50人よりも少ない従業員を抱える中小企業での準備状況は、さらに多く、非常にこの準備比率というふうなのは低くなるのではないかというふうに思います。そういう意味で、企業の準備状況は進んでいないというのが実態ではないかと思ひます。従業員は度々、企業での書類への個人番号の記載などの機会も多くなるわけですがけれども、企業における個人番号の管理は、厳重に行うように、そのシステム構築、それも経費もかけて相当行わなければならないわけですがけれども、その点がどうなっているのか、あるいは漏洩や不正利用というふうなことが絶対起こらないような仕組みになっているのかというふうなことについては、市は個人情報をも岐にわたって持っているわけですので、その番号も含めたそういった情報が企業でも利用されるというふうなことになれば、これはそれらの管理が厳重に、この市としても把握していかなければならない問題ではないかというふうに思ひます。そこで聞きたいのは、この企業がマイナンバーの活用をしたいろいろ書類、提出、そういったもので利用するわけですがけれども、従業員から提出してもらわなければならないわけですが、企業への市のこの関与

というふうなものはあるものなのか、ないものなのか、あるとすれば企業に対する市の関与というふうなものがどういったところに出てくるものなのか、お聞きしたいと思います。

3つ目のセキュリティ対策が、年金機構の事件のような問題は起こらないものというふうなご答弁でありました。この調査の結果、全国の2割の自治体では、このセキュリティ対策等で不備があったというふうな、大体結果が出ているようであります。いずれこのマイナンバー制度が始まれば、このナンバーによって自治体間同士、あるいは国同士の交換がなされるわけでありますので、全国に2割もの準備整っていない自治体があるというふうなことにおいては、このマイナンバー制度をこの時点でスタートさせるのは非常に危険があるのではないかというふうに思うわけですが、それへの考え、どのようにお考えかお聞かせ願います。

それから、4つ目のマイナンバーカードの利活用の件で、一つ伺いたいのは、結局当市では6,800枚というふうな想定した予算づけになっているようでありますけれども、結局このマイナンバーカードを使って市民にとって便利になったというふうに感じるようなことが、実際どういったところにあるのかどうか、そこら辺を具体的に教えていただければというふうに思います。身分証明、そういったもので使うというふうなことははっきりされておりますけれども、このマイナンバーカード普及を6,800枚進めようとしているわけですので、実際この暮らしの中でマイナンバーカードが便利に、これができて便利だなというふうに思うところというふうなものが一体どこにあるのか、もう一度その辺を教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（橋村 誠） 久米副市長。

○副市長（久米正雄） まず、通知カードの発送でございますけれども、先程もご答弁申し上げますとおおり、10月5日の時点のその方が住所を有している住民票記載の住所に地方公共団体情報システム機構から直接郵送されるということでございます。そういうふうなことですので、この発送については市では、これについてはタッチできないといえますか、そういうことでございます。

それから、企業の意識、マイナンバー制度に対する考えとかというふうなことでございますけれども、先程もご答弁申し上げますとおおり、市では実際のところは、この企業等に対しては説明会とか行っておらないところでありまして、先程、商工会議所、商

工会との中から聞き取りした情報をご答弁したところでございますけれども、確かにその企業によっては意識の低いところも多々あるなというふうな印象を持っているところでございます。

そういうようなことで、今後、税務署等では、平成29年の1月から、この企業に勤めている従業員の番号カードが企業から税務署の方へ源泉徴収票を送付する際には、当然記入していかなければなりませんので、この後やはり、まだ時間がございますので、この時間内にそういうことを徹底してやっていくものというふうに認識しておるところであります。

それから、この情報の、市での個人情報のセキュリティ対策というふうなことでありますが、先程も申し上げましたとおり、市のこの基幹系・情報系、それぞれ2つの系統があつて、情報は互いに通信できないネットワークの仕組みで情報を遮断しているというふうにお答え申し上げたところでございます。そして、この個人番号通知制度については、国の方のこういう方針が示され、その準備を進めてくださいというふうなことから、昨年26年から大仙市では準備を進めてまいっているところでございます。そういうようなことで、この後、このシステム等については、国の方針どおり大仙市としては対応してまいりたいというふうに考えております。

それから、本年度の市民の発行予定枚数のカード、先程6,800枚というふうにお答え申し上げたところでございますけれども、大体住民の7.8%、10%以内が今年度中であります。ですから今後、来年の3月までは6,800枚でありますけれども、27年、28年、29年というふうな時間を経るとともに、この発行枚数は増えていくものというふうに考えております。当然この枚数が増えて、利用する人が増えないと、このシステムは日本全体では運用といいますか有効利用できませんので、市としても市民に対して、この番号の通知カードの発行を勧めていくようにPRをしてまいりたいというふうに思っております。

そしてまた、どういうところに使われるのかというふうなカードの利用の関係でございますけれども、先程も申し上げましたとおり、一つは身分証明書の代わりにはなると。そういうことですので、窓口に来て戸籍だったり住民票だったり取るときは、それを提示すれば本人の証明になりますので、そういう形にはなるというふうに思います。

それから、一番やっぱり大事なものは、やっぱり個人このカードを利用して、実際そのカードがどういう形で利用されているのかというふうなものが、この後やっぱり一番大

事なのではないのかなと、そういうことでは、国でも29年1月からマイナンバーのついた自分の情報がどこで使われて、どういう形で運用されているかというふうなことがわかるような、このマイナポータルと、これを運用するということでございますので、こういうものを通じて厳正に対応していくものというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋村 誠） 再々質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい。

○9番（佐藤文子） 最後の答弁の中に、今後、国の方では、このマイナンバーカードをどういう形で利用されていくのかというふうなことを、今後のまた調査事項だというような答弁でありましたけれども、結局どういう形で利用されていくのか、利用の要望だとか、国民からの要望があれば、もっと広げていくというふうなこと、そういう意味も含まれているのかもしれないけれども、いずれにしても、この今の準備段階、これは国で実際進めようとしているこのマイナンバーカードは、まず実施先にありきで進められているように思えるわけです。実際、身分証明書代わりになるものというふうな、マイナンバーカードも含めまして身分証明書になるものというふうなものは、いろいろ免許証や健康保険証や、そういうのを利用して、何ら市民、国民には支障のない形でこの証明、行政手続きが行われているわけですので、ほとんどこの高額な経費と、またシステム改修などでの莫大なこの経費をかけて、そしてまたセキュリティ対策でも高額な経費をかけて、個人情報も98種類プラス極めて深刻、この個人秘密事項とも言われるような預貯金の問題、健康状態などまでも、こうしたマイナンバーに収めていくというふうなこと、やり方が、本当にこれ危険だなというふうに思うわけであります。企業も、また、自治体の一部にも、そうした準備状況も整っていない、そういう中でやっぱり今進めるのは、無謀だなというふうに思うわけですので、最初に前段で申し上げましたように、やっぱり今この手続きを進めるのは、中止、延期をしまして、しっかりとこの準備、全国的にやっぱり確実に進められる準備状況というふうになるまでは、やっぱりやってはいけないというふうに私はそういう思いで延期、中止をしていくべきだというふうなことを申し上げて、当局の答弁はいりませんので、そういう立場を表明して、この点に対する質問は終わります。

以上です。

○議長（橋村 誠） 一般質問の途中でありますが、この際、昼食のため暫時休憩します。
再開は午後 1 時といたします。

午後 0 時 0 5 分 休 憩

午後 1 時 0 0 分 再 開

○議長（橋村 誠） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、2 番の項目について質問を許します。

○9 番（佐藤文子） プレミアム付き共通チケット販売を巡る問題について、お尋ねいたします。

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、発行されました大仙市プレミアム共通チケットは、発売開始当日未明から長蛇の列で、短時間で売り切れるという大盛況でありました。20%のプレミアムがつくこと、1人当たりの購入限度が30万円と高額で、使用期間が6カ月間であることなどから、普段買えない大きな買い物もできるとあって、殺到したようであります。

しかし、発売開始当日夕方には、市民から批判や怒りの声が寄せられ、未だに会えばその話が出てまいります。「1人30万円も買えるなんて、お金のある人はたくさん買える」、「税金使ってこんなやり方はおかしい」、「家族ぐるみで来て何十冊も買っていく人がいた」、「年金暮らしで、わずか買うつもりで並んだが売り切れてしまった」、「はらわたが煮えくり返る思いだった」、「一体、議会でどのような議論をしたんだ」と、また、「一家で大量に買えるなんて、市民に行き渡らないでしょう、とにかく販売の仕方に問題がある。議会で取り上げてほしい」、「土地を買った人もいたらしい」、「家族の名前を書くとき、死んだ人の名前を書いた人もいたようだ」、「市役所の職員だって一杯買ったんでしょう」、「家を建てた人もいたようだ」、こんな話など、時が経つにつれ、その声は恨み節のようにも聞こえてくる。何とも切ない気持ちになりました。

いずれ地域消費、生活支援としてプレミアム分2億円の税金が、あっという間に使われたわけですから、市民にどのように配分され、どのように使われたのか、市民全体の消費生活支援につながったものか、市民の声も踏まえ、事業評価を厳しく、詳しくという点で正しく行われなければならないと思います。市政報告で検証を要するとしているので報告があるものと思いますけれども、販売のあり方を巡っての批判が多かっただけ

に、その問題を巡る実態と問題について見解を伺います。

一つ、ニコニコ商品券を購入した世帯数。

2、販売会場に出向いても購入できなかった人数。

3、一家で150万円以上購入した世帯数。

4、販売を巡る実態と問題、今後の課題を現時点でどのように考えているのか。

以上、お知らせいたします。

○議長（橋村 誠） 2番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問のプレミアム商品券事業についてお答え申し上げます。

昨日の石塚議員、茂木議員の質問の中でも答弁申し上げておりますので、重複する部分もありますが、ご了承ください。

はじめに、商品券購入世帯数につきましては、購入者が1,849人であったことから、購入世帯数も同様に1,849世帯であったものと推計しておりますが、同一世帯で別々に購入した事例もありますので、世帯数は若干下回ると思われます。

次に、販売会場に出向いても購入できなかった人数につきましては、商品券は7月11日から市内14カ所において5日間販売しており、各販売所に並んだ購入希望者数は、大曲商工会議所管内において約1,600人、大仙市商工会管内において約1,200人であり、およそ2,800人と推測しております。

また、購入できなかった人数については、途中で帰られた方も含め、全体で950人ほどと推測しておりますが、翌日に会場に見えられた方や問い合わせの電話をいただいた方も多くいることから、希望したにもかかわらず購入できなかった方は、さらに増えるものと思われます。

次に、一家で150万円以上を購入した世帯につきましては、購入世帯の9.5%に当たる175世帯となっております。

次に、販売を巡る実態と問題点につきましては、事業の組み立てにあたっては、市内商工団体と協議を行い、2割のプレミアム率と購入限度額を事前に設定するなど、制度の根幹を成す部分には市も大きくかかわっていることから、今回の混乱を招いたことに対して責任を感じているところであります。

また、額面金額、販売開始日、共通券と一般券の割合、代理購入などの制度の詳細については、事業協議会で決定することとしておりましたが、過去2回の販売に比べ発行

総額やプレミアム率、購入限度額を引き上げたことから、市としても事業協議会の中で販売方法の詳細についてかかわっていくべきだったと反省しております。

販売については、販売上限額の30万円分を購入された方が76%に上り、1人当たりの平均購入額は26万円となっております。

また、世帯員の代理購入を認めたため、1世帯平均の購入額が54万円と高額になったことなどから、多くの市民の皆様から足を運んでいただいたにもかかわらず、購入希望者に行き渡らない結果となっております。

今後は、限度額の設定や代理購入の是非、購入者の確認方法など、この事業の反省点を十分に総括した上で、次回にこの教訓を活かしてまいりたいと考えております。

【栗林市長 降壇】

○議長（橋村 誠） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい。

○9番（佐藤文子） 今、市では臨時福祉給付金の申請が行われておりまして、1人当たり6千円ほどの、低額ではあるものの税金から使われる給付金というようなことで、当然ではありますけれども、その厳しい審査を行って、1カ月後あたりから支給されるというふうなことで、こうしたことが行われておりますが、こういうふうな問題に照らして今回のニコニコ商品券の販売は、プレミアム2億円というふうな金額が一気に使用されてしまったというふうなことから、非常にその販売の仕方については、制度の組み立て方には相当ずさんさがあったというふうなことで、私たち議員も実施前からこの内容をもう少し詳しく調べて、制度検討を行っていったらというふうなことで反省もしているところであります。

今、市長からのご答弁もありましたけれども、いずれこれからの教訓に相当今回の反省点を活かしていくのだらうと思っておりますけれども、実施主体であります商工会議所、商工会、そして市が深くかかわって、税金の使い方についてやってきたわけですが、いずれ今回のような問題が今後とも絶対起きないというようにするために、幅広く市民の皆さんに、やっぱりこの制度の使っていただくというふうなことのためには、ある程度、公務員や、また、商工会の会員の皆さんが、市民の消費に資するというふうなためには、ある程度この自制する、自粛するというような、これはチラシや文書でもって発行するものではないかもしれませんが、いずれ制度実施にあたっては、そのような市民に

対する配慮というものを、こういう形で自粛するというようなそういう方向の考えも持つべきではないかというようなそういうことも感じたわけですが、この点についていかがでしょうか。

○議長（橋村 誠） 栗林市長。

○市長（栗林次美） 昨日来、答弁申し上げておりますけれども、大変申し訳ありませんでした。

○議長（橋村 誠） 再々質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい。

○9番（佐藤文子） これからは事業の実施者というふうな方々には、市民にもっと供給していただくためにも、制度の利用を控えるなどの配慮なども今後は検討していただきたいというふうなことを再度申し上げて質問を終わります。

以上です。

○議長（橋村 誠） これにて9番佐藤文子さんの質問を終わります。

【9番 佐藤文子議員 降壇】

○議長（橋村 誠） 次に、日程第2、議案第90号から日程第11、議案第99号までの10件を一括して議題といたします。

これより質疑に入りますが、通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第90号から議案第99号までの10件は議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（橋村 誠） 次に、日程第12、決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。平成26年度大仙市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定審査を行うにあたり、お手元に配付しております決算特別委員会委員選任一覧表のとおり、25名の委員で構成する決算特別委員会を設置したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） ご異議なしと認めます。よって、25名で構成する決算特別委員会を設置することに決しました。

○議長（橋村 誠） 次に、日程第13、決算特別委員会委員長、副委員長の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。先程設置されました決算特別委員会の委員長及び副委員長の選任につきましては、議長において指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

決算特別委員会委員長に7番石塚柏君、同副委員長に20番佐藤清吉君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました7番石塚柏君を決算特別委員会委員長に、20番佐藤清吉君を同副委員長に選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） ご異議なしと認めます。よって、7番石塚柏君を決算特別委員会委員長に、20番佐藤清吉君を同副委員長に選任することに決しました。

○議長（橋村 誠） 次に、日程第14、議案第100号から日程第34、議案第120号までの21件を一括して議題といたします。

これより質疑に入りますが、通告はありません。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第100号から議案第118号までの19件は決算特別委員会に、議案第119号は教育福祉常任委員会に、議案第120号は建設水道常任委員会に、議案付託表のとおり、それぞれ付託いたします。

○議長（橋村 誠） 次に、日程第35、陳情第32号から日程第37、陳情第34号までの3件を一括して議題といたします。

本3件は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（橋村 誠） お諮りいたします。各常任委員会審査のため、9月9日から9月16日までの8日間、休会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） ご異議なしと認めます。よって、9月9日から9月16日まで8日間、休会することに決しました。

○議長（橋村 誠） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、来たる9月17日、本会議第4日を定刻に開議いたします。

大変ご苦勞様でした。

午後 1時14分 散 会